

# 調停離婚成立後の手続

さいたま家庭裁判所

## 1 離婚の届出

調停が成立した日が離婚の日になりますが、そのままでは戸籍に離婚の記載がされません。成立の日を含めて10日以内に、原則として申立人が、夫婦の本籍地又は申立人の所在地（住所又は居所）にある市区町村役場に、離婚（と親権者）のみ記載されている調停調書謄本を添えて、離婚の届出をしてください。

夫婦の本籍地ではない市区町村役場に届け出るときは、夫婦の戸籍謄本1通を添付してください。

## 2 離婚後の氏について

戸籍の筆頭者でない者は、離婚をすると婚姻前の氏に戻ることになります。婚姻中の氏を称したいときは、離婚の日から3か月以内に本籍地又は所在地（住所又は居所）にある市区町村役場にその旨の届出をするだけで婚姻中の氏を称することができます（ただし、その後婚姻前の氏を称するには、家庭裁判所に「氏の変更許可」審判を申し立てた上、同裁判所が「やむを得ない事由がある。」と認めて許可した場合に限られますから、慎重に考えてください。）。

## 3 子の氏

子の籍は親権者がどちらであるかに関わらず、戸籍の筆頭者の戸籍に残ります。子の籍を親権者の戸籍に移すには、子が15歳未満の場合には子の親権者が、子が15歳以上の場合には子自身が、離婚届が受理された後の子と親権者の各戸籍謄本を添えて、子の住所地の家庭裁判所に「子の氏の変更許可」審判を申し立てる必要があります。

許可の審判があったら、その審判書謄本を添えて、子の本籍地又は届出をする親権者若しくは子の所在地（住所又は居所）にある市区町村役場に子の入籍届出をしてください。

ただし、子の入籍届出の際に、子または親権者の戸籍謄本が必要な場合がありますので、届出手続の詳細については、市区町村役場にお尋ねください。

## 4 履行勧告

調停で養育費、財産分与、慰謝料等の支払が定められたのに、定められたとおり支払われないときは、支払うように勧告することを家庭裁判所に申し出ることができます。